建基法改正で進むシックハウス対策

〝過敏症〟防止が最低限

「シックハウス問題の現状と対策」についてこのほど、炭と環境社代表の野池政宏氏が講演した。野池氏は、施工側からみたシックハウス対策の最低限の目標は、化学物質過敏症にさせないことだと結論づけた。そして、建築基準法改正に伴う情報を早めにつかんでほしいと述べた。要旨は次の通り。

私は、1994年にシックハウス問題を知り、以来十数年、炭に関心があり環境問題に携わってきた。そんな中、住宅と環境問題に関心のある工務店、設計の人達と「関西自然住宅推進ネットワーク」をつくり、情報交換を始めた。

この活動を通して、いろいろな意見が出てきた。そのひとつが、あらゆる化学物質をゼロにしなければならないという風潮だ。私は、すべての化学物質を「このへんまでは大丈夫」というラインを、みんなで考えていくべきだと思った。

一方、シックハウス問題が出てきて、ちょっとした対応だけで「健康住宅」と宣伝する所が登場した。私は7、8年、シックハウスに取り組む中で、あらゆる化学物質を排除するのではなく、わずかな対策で健康住宅というのでもなく、その中間に、我々家の造り手側が目標とする所があるのではないかということでやってきた。

シックハウスの背景には、建材側の問題と工法側の問題がある。戦後、住宅をたくさん造っていかなければならない時代には、建材の均一性、機能性、施工性、安い価格というものが求められた。これらは、合成化学物質が得意とする分野であった。これを使用する建材、家具が主流となってきた。

工法側の問題は、気密性の高い住宅構造にあると思う。これには、意図した気密、いわゆる高気密・高断熱といわれるもの。他方は、サッシ等の向上によって意図しない気密性が確保され、換気量が不足してきた。

シックハウス問題を解決するには建材側、建物側、医学の側面という3つのファクターがある。建材側では、どんな化学物質を、どの程度の早さで、どれくらいの量、期間放出するかという問題。建物側では、どれくらいの換気量のある建物の、どの部位に、どんな建材を、どの程度の量使うか、これらの様々な組み合わせによって汚染度が決まる。さらに、医学の側面が加わって目標設定が可能となる。

そして、建材の開発目標設定、設計・施工方法の確立へと向かう。

シックハウスの健康被害は多種多様だが、私は化学物質過敏症にならないということを最大限の目標にすることが適当だろう。これは、住む人、家を造る人、建材を開発する人の共通の目標だと思う。今の日本の住宅では換気計画がきちんと取られていないため、建材側の問題を少なくする方が安全であろう。

顧客との打ち合わせの際、間取りでなく、アリングでは、シックハウス築基準法今後数カ大きく進れる。基報をキャとが肝要

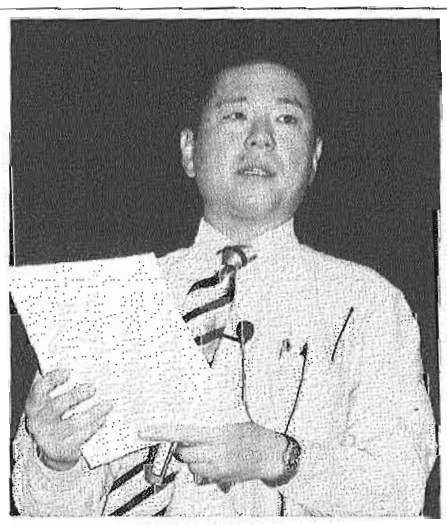

野池 政宏氏

野池政宏「炭と環境社」代表が講演

来月の「木蔭」欄 担当者決まる

1月の木蔭は次の2氏が担当します。

◇8日（水）、22日（水）

長坪 正樹氏（㈶県地域振興公社緑地課技師）

◇15日（水）、29日（水）

竹下 巖氏（㈱南九州エービーシー商会代表取締役社長）

木蔭

上山 秀満

会津

娘が福島に行った。大学卒業後就職の為だ。決まった時には複雑だった。初めは東京より東に行ったことがなかったし何より東北だ。東北は遠いし、寒い。〝会津〟というのも頭をよぎった。何も薩摩から大学は〝長州〟就職は〝会津〟と、昔のことを持ち出す人はほとんどいないとは思うが複雑な気持ちにはなった。5年前の事である。その当時も今と同じ就職は氷河期だった。たまたま家内の知り合いの大学教授が「自分の所にこないか」と声をかけて下さったのだ。何処にいても元気でさえいればと、意を決して送り出した。

娘の大学卒業の翌日家内は福島に一緒に行った。案の定雪だったと。鹿児島とだいたい10度は違う。初めの頃は風邪ばかりひいていた。具合が悪いからと言ってもすぐにいける距離ではない。気ばかりがいつも急いていた。幸いなことに友達もすぐでき良くして貰っていると元気な声も電話で聞けた。

福島では「鹿児島から来た」と言ってはいけないと言われたことがある。本当か？と娘に聞いたら「郡山ではそうでもないけど、会津の方では少しあるみたい。あんまり関係ないんじゃない」とのこと。そこで家内と2人で行った時の事。娘が会津に行こうと言い出しレンタカーで出かけた。あれが智恵子抄で有名な安達太良山、あれが会津磐梯山、ここが野口英世の生家、と。ここがかの有名な飯森山。白虎隊の墓にお参りした。鹿児島の城山みたいな所で、市街地が一望できた。遠くかすかに鶴ヶ城が見える。あの城から出る煙を見て落城したと思い込みここでみんな自決したのだ…。帰り道、参道に立ち並ぶ土産物屋に立ち寄った。そこのおばさんに「どちらからですか？」と聞かれ、何故か〝ドキッ〟。なんて言おうか、と迷ってしまった。咄嗟に娘が「東京です」と答えた。やっぱり鹿児島！なんて言えないよねえ…と。「大きな声で薩摩です！って言ったら袋叩きに遭うんじゃないの」娘と家内が大笑いして山を下りたが、笑えないところもある。いまだに昔のことを根深く思っている人たちもいるというから…。

今、娘も母親になった。双子の女の子。福島に行った娘が始めて友達になった人が子供達の父親だ。相馬郡小高町という田舎の人で、本人、ご両親ともども素朴な朴訥とした人柄で本当に良かったと思っている。故郷がまた一つできたようで楽しみだ。

（中央テクノ㈱代表取締役）

15年度地方財政対策

地方単独 投資的経費は14.8兆円

片山総務大臣と塩川財務大臣、遠山文部科学大臣はこのほど、15年度の地方財政対策で合意した。地方公共団体の財政運営の指針となる地方財政計画の規模は前年度比1・5％減の86兆2100億円程度、地方単独の投資的経費は前年度比5・5％減の14兆8800億円程度とした。

地方財政は、地方税収の大幅減や交付税の法定率分の減少のほか、公債費が増加する厳しい状況だ。このため、「通常収支」「減税」「国庫補助負担金の見直し」それぞれの影響による財源不足に対応する財源措置の方向を決定。

主なものとしては、15年度の道路整備制度の改正で、市町村道整備に関係する国庫補助負担金を縮減し、補助負担対象範囲を限定するとともに、国と地方の負担による新たな高速道路の直轄整備事業を導入する影響で、それぞれ450億円程度の財政負担が生じることへの対応方針を決めている。ここでは、市町村に係る自動車重量譲与税の譲与割合を、現行の4分の1から3分の1に引き上げるほか、地方道路譲与税の都道府県・市町村間の配分も見直す。

このほか、地方単独事業費について、一般行政経費を前年度比0・3％減程度の水準に抑制し、投資的経費の事業規模も5・5％程度減額する方針を提示。さらに、事業内容についても「ハコもの投資」を抑制し、基盤整備に重点化するよう指摘している。

シックハウス対策 改正建築基準法

来年7月1日に施行

シックハウス対策の規制創設などを盛り込んだ改正建築基準法の施行日を15年7月1日とする国土交通省の政令案が、20日に閣議決定した。合わせて、シックハウス対策規制の技術的基準などを定めた建築基準法施行令を一部改正する政令案も決定している。

施行令では、規制対象の化学物質を「ホルムアルデヒド」と、防蟻材で使用する「クロルピリホス」とし、クロルピリホスを添加居室内へ定。また、件を満たの設置を もに、居室回数に応じげに使用デヒド発散積規制も適

シックハ にも、鉄骨合部や、鉄ト造の柱の連営業用途いての技術化することいずれも法に合わせ

ゴルフ会員権と株券・即現金買取り
相場80％ 融資OK